

質問書に対する回答

(件名) 東北自動車道 思川橋耐震補強工事

質問書No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 25-6 防護柵撤去設置工 25-6-1 種別 25-6-2 施工	25-6-1 種別においては、ガードレールの発生材の保管場所は思川橋P4A2間高架下とされています。しかし、25-6-2 施工(3)においては、「撤去した防護柵は各施工ヤード内に仮置きの上、保管するものとする」と記載されています。撤去されたガードレールは吹上橋・木村橋にあるため、その各々の施工ヤードに保管するか、思川橋P4A2間高架下に保管するかご教示願います。	各々の施工ヤード内は一時的な仮置きを想定しており、施工途中においては、支障となることから、思川橋P4A2間に保管する計画としています。
2	金抜き設計書 番号_14 防護柵撤去設置工 ガードレール A	ガードレールの詳細設計図および、1m当たりの重量をご教示願います。	施工対象となるガードレールの種別は、「Gr-C-2B」相当です。詳細図は防護柵標準図集をご覧ください。
3	金抜き設計書 番号_15 防護柵撤去設置工 ガードレール B	ガードレールの詳細設計図および、1m当たりの重量をご教示願います。	施工対象となるガードレールの種別は、「Gr-C-4E」相当です。詳細図は防護柵標準図集をご覧ください。
4	金抜き設計書 番号_17 緑端拡幅工B コンクリート	コンクリートの単価項目にコンクリート打継目チップングを計上すると考えてよろしいでしょうか。また、思川橋の計算書にはチップングの数量が記載されていますが、吹上橋と木村橋の数量計算書にはチップング数量が記載されていません。チップングの数量をご教示願います。	特記仕様書25-7-2に示すとおり、下部構造と拡幅部の打継面は、ウォータージェット工法による表面処理です。そのため、チップングは想定していません。ウォータージェット工法による表面処理の数量については、下部構造と拡幅部の打継面としてお考えください。
5	金抜き設計書 番号_25~31 緑端拡幅工B アンカー工	アンカー工(φ42・740、φ42・935、φ42・950、φ45・535、φ45・785、φ45・995、φ51・625)の削孔のための鉄筋探査について、探査面積はどの計算書にも記載されていません。その数量について、ご教示願います。	下部構造の最外縁のアンカー削孔位置を包含する範囲を想定しております。

6	<p>特記仕様書 25-8 落橋防止工 25-9 支承取替工 25-14 水平力分担構造</p>	<p>落橋防止構造材料、支承材料、水平力分担構造材料は工場製作費として、積算基準に示されている通り、間接工事費算定の対象とはせず、一般管理費等の算定にのみ全額を対象とするのでしょうか。または、製品購入費として、すべての経費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費）の算出対象金額と考えるのでしょうか。異なる場合は該当材料の経費控除についてご教示願います。</p>	<p>各材料の調達に要する費用は共通仮設費、現場管理費、一般管理費全ての算出対象と想定しています。</p>
7	<p>特記仕様書 25-8 落橋防止工 25-9 支承取替工 25-13 桁衝突防止構造 25-14 水平力分担構造 25-15 鋼製ブラケット</p>	<p>上下部工付ブラケット製作（鋼材の製作材料費・加工費）・防錆（工場塗装）は工場製作費として、積算基準に示されている通り、間接工事費算定の対象とはせず、一般管理費等の算定にのみ全額を対象とするのでしょうか。異なる場合は該当材料の経費控除についてご教示願います。</p>	<p>上下部工付ブラケットの調達・防錆に要する費用は共通仮設費、現場管理費、一般管理費全ての算出対象と想定しています。</p>
8	<p>特記仕様書 25-8 落橋防止工 25-9 支承取替工 25-13 桁衝突防止構造 25-14 水平力分担構造 25-15 鋼製ブラケット</p>	<p>鋼材の製作材料費に含まれるスクラップは工場製作費として、積算基準に示されている通り、間接工事費算定の対象とはせず、一般管理費等の算定にのみ全額を対象とするのでしょうか。または、一般的なスクラップとしてすべての経費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費）の算出対象金額と考えるのでしょうか。異なる場合はスクラップの経費控除についてご教示願います。</p>	<p>各材料の調達過程で必要となるスクラップ処理に要する費用は共通仮設費、現場管理費、一般管理費全ての算出対象と想定しています。</p>
9	<p>金抜き設計書 番号_20~31 緑端拡幅工B アンカー工</p>	<p>アンカー工のエポキシ樹脂注入量について、土木工事積算基準P.31-29においては、注入材の数量に1.1を掛けており、10%のロス率を考慮すると考えられます。しかし、当案件のすべての数量計算書においては、エポキシ樹脂注入材のロス率を考慮していません。積算には、ロス分を計上するか、または計上しないかをご教示願います。</p>	<p>ロス分を含めて必要な費用は計上するものと想定しております。</p>
10	<p>設計図 横変位拘束構造詳細図 吹上橋：図面番号18/61、22/61、37/61、41/61 木村橋：図面番号20/62、24/62、40/62、44/62</p>	<p>吹上橋及び木村橋の横変位拘束構造詳細図にあるソールプレート・リミットピンプレート・リミットピン・セットボルトにおいて、材料表の性能に適合するメーカー規格品と異なるものがあります。異なる部材については当該橋梁用の特殊加工品と考えてよろしいのでしょうか。また、メーカー規格品で性能を満足する製品を採用とするのでしょうか。ご指導ください。</p>	<p>設計図書に示す規格・寸法・性能等を満たす材料であれば特殊加工品、メーカー規格品のどちらを採用していただいても構いません。</p>